

島根県立大社高等学校未来協議会「幾望の会」規約
(島根県立大社高等学校魅力化コンソーシアム)

(名称)

第1条 本コンソーシアムの名称は島根県立大社高等学校未来協議会「幾^{きぼう}望の会」(以下「コンソーシアム」という。)とする。

(目的)

第2条 コンソーシアムは、大社高等学校の学校運営の基本方針(グランドデザイン)に基づく教育活動において、地域や社会に貢献する人材の育成と生徒によりよい学びを提供するための環境づくりを目的とする。その実現のために、自治体・企業・教育機関等の地域の多様な関係者と保護者・教員・卒業生等の大社高等学校関係者とが対話を行いながら協働体制を構築することにより、持続可能な地域をつくるとともに地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」を目指す。

(事業)

第3条 コンソーシアムは前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 生徒や教職員及び地域社会にとって魅力ある学校づくりに関すること
- (2) 社会に開かれた教育課程の実現・研究に関すること
- (3) 大社高等学校を応援するサポーターの獲得に関すること
- (4) 大社高等学校の魅力の対外的な情報発信に関すること
- (5) 校長が作成するグランドデザインの承認に関すること
- (6) 学校運営協議会に関すること

(組織)

第4条 コンソーシアムは大社高等学校と協働活動に関わる団体等により組織する。

2 コンソーシアムには、グランドデザイン等を協議・承認する本部会議と、具体的な協働活動を協議推進する2部会を置く。

3 コンソーシアムには連絡調整を行う事務局を大社高校内に置く。

(本部会議)

第5条 本部会議の役員は、校長が委嘱する。

2 本部会議の役員は、学校運営協議会の委員として、島根県教育委員会が委嘱する。

3 役員任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

4 本部会議に次の役職をおく。

(1) 会長 1名 (2) 副会長 2名 (3) 理事 3~4名 (4) 監事 1名

5 会長はいなさ会会長、副会長は大社高等学校校長、PTA会長とし、監事はPTA幹事長とする。

(会長、副会長、理事の職務)

- 第6条 会長は、会務を総理し、コンソーシアム及び本部会議を代表する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等があるときは、その職務を代理する。
 - 3 理事は、会長又は副会長の指示に従い会務を処理する。
 - 4 会長は事務局員より事務局長を選任する。

(本部会議の運営)

- 第7条 本部会議は、会長が校長と協議の上、招集する。ただし、緊急を要する場合においては、この限りではない。
- 2 本部会議は、原則年3回開催する。
 - 3 本部会議の議長は、会長をもって充てる。
 - 4 本部会議は、役員半数以上の出席がなければ開くことができない。
 - 5 役員は自己の利害に関係する議事に参与することができない。
 - 6 本部会議の議事は、出席役員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(本部会議の承認等)

- 第8条 会長は、第3条に掲げる事業について、本部会議の承認を得るものとする。
- 2 本部会議は、各部会での活動や決定事項について共有・振り返り・熟議することで、よりよい取組の推進のための連絡・調整・支援を行う。

(部会)

- 第9条 部会の委員は校長が委嘱する。
- 2 部会の委員は、学校運営協議会の委員として、島根県教育委員会が委嘱する。
 - 3 普通科部会と体育科部会はコンソーシアムの協働活動の場とする。
 - 4 各部会において、部会長を置く。
 - 5 各部会の事業方針は本部会議において決定し、部会長と校長の協議のうえ実施する。

(事務局)

- 第10条 事務局は、コンソーシアムに関する事務を処理する。

(規約の変更等)

- 第11条 この規約は、本部会議の議事を経なければ変更することはできない。
- 2 この規約に定めるもののほか、コンソーシアムの運営に関し必要な事項は、本部会議の議事を経て会長が定める。

附 則

- この規約は、令和3年9月15日より施行する。
令和4年3月10日一部改正